事 務 連 絡 令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 構造改革特別区域法第 1 2 条 第 1 項 の認 定 を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校,中学校,高等学校 及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&Aの送付につい て(2月28日時点)

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月28日付け文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」(別添参考資料)において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業等について通知したところですが、このことに伴う検討に資するよう、別紙のとおり参考となる情報についてまとめましたので、お送りいたします。

なお、これらの情報については、令和2年2月28日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育·食育課保健指導係 TEL:03-5253-4111(内2918)